

# 市・県民税 申告受付日程表

開始：午前9時 終了：午後3時 (2月21日(土)のみ 開始：午前9時 終了：午前11時30分)

下記期間中、本庁舎2階の市民税課窓口では、申告相談は受け付けておりませんのでご注意ください。

受付日	会 場	混雑予想
2月12日 木	市役所本庁舎7階	★★★★★
13日 金	市役所本庁舎7階	★★★★★
16日 月	市役所本庁舎7階	★★★★★
17日 火	市役所本庁舎7階	★★★★★
18日 水	市役所本庁舎7階	★★★★★
19日 木	市役所本庁舎7階	★★★★★
20日 金	市役所本庁舎7階	★★★★
21日 土	市役所本庁舎7階	★★★★★
24日 火	市役所本庁舎7階	★★★★★
25日 水	大東公民館	★★★★★
26日 木	大東公民館	★★★★
27日 金	霞ヶ関西公民館	★★★★★

3月2日 月	伊勢原公民館	★★★★★
3日 火	伊勢原公民館	★★★★
4日 水	西文化会館（メルト）	★★★★★
5日 木	西文化会館（メルト）	★★★★★
6日 金	西文化会館（メルト）	★★★★
9日 月	高階南公民館	★★★★★
10日 火	高階南公民館	★★★★★
11日 水	やまぶき会館	★★★★★
12日 木	やまぶき会館	★★★★
13日 金	やまぶき会館	★★★★
16日 月	南文化会館（ジョイフル）	★★★★★

## ◎ご来場の方へ

医療費控除の申告をする方は、あらかじめ、[医療費控除の明細書](#)を作成のうえご来場ください。

営業・不動産・農業等の収支計算を伴う所得の申告は、[収支内訳書が作成されているもののみ](#)受け付けています。

以下の確定申告は、**当会場では受付できません**  
川越税務署にて申告してください。

- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を伴う申告
- ・青色申告
- ・災害減免措置を伴う申告
- ・贈与税や相続税、消費税の申告
- ・土地や株の譲渡所得や分離配当所得のある申告
- ・過去の年分の申告
- ・繰越損失を伴う申告
- ・給与所得のうち特定支出控除を適用するもの
- ・亡くなっている方の申告
- ・退職所得のある申告
- ・その他市職員では困難と思われる申告

川越市役所本庁舎	元町1丁目3-1
大東公民館（大東市民センター内）	豊田本5丁目16-1
霞ヶ関西公民館	笠幡3001-12
伊勢原公民館	伊勢原町5丁目1-1
西文化会館（メルト）	鯨井1556-1
高階南公民館	藤原町23-7
やまぶき会館	郭町1丁目18-1
南文化会館（ジョイフル）	今福1295-2

## ◎マイナンバー（個人番号）確認書類について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、市・県民税申告書を提出される方は①又は②のいずれかの提示または写しの添付が必要です。

① マイナンバーカード（個人番号カード）  
両面の提示または写しが必要です。

② 番号確認書類+身元確認書類  
番号確認書類……マイナンバーカード裏面、通知カード、個人番号が記載された住民票など  
身元確認書類……マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど  
※扶養親族分のマイナンバー確認書類については提示または写しの添付は必要ありません。

# 令和8年度（7年中所得）市・県民税申告の手引き

申告期限は  
**3月16日**

期限を過ぎて申告された場合、納付回数が減ることにより、一回あたりの納付額が高くなることがあります。また、令和8年度課税証明書の交付申請をされても、すぐに交付できない場合があります。

## 郵送で申告する方

郵送での申告は1月から受け付けています。提出用封筒にて、川越市役所市民税課宛に送付してください。

申告書表面「記入もれにご注意ください」の赤枠内に該当する箇所がある方は、必ず記入してください。  
※源泉徴収票等に扶養している方のお名前や人数の記載があっても、申告書に記載が無い場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。

## 会場で申告する方

日程や会場の詳細は8ページをご覧ください。なお、申告期間中（令和8年2月12日～令和8年3月16日）は、市民税課窓口での申告相談は受け付けておりませんので、ご注意ください。

## 簡単・安心 申告は郵送で！

申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただきます。  
郵送での申告にご協力ください。

## 申告をする方へ

- ・提出していただいた資料は返却できません。原本が必要な方は写しをご提出ください。
- ・申告書の控えが必要な方は、あらかじめご自身で控えをご用意いただき、保管をお願いします。
- ・下記書類は、一つの封筒にまとめて、申告書と一緒に提出してください。
- ・各種控除を証明するものが確認できない場合は、原則控除が受けられませんのでご注意ください。
- ・申告書をすでにご提出された場合は、行き違いとなりますので、ご容赦ください。

※控除額等については、税制改正により変更となる場合があります。  
※令和8年度よりマイナンバーカードを利用した電子申告が始まりました。詳しくはお問い合わせください。

## <申告に使うもの>

### ■収入がわかる書類

給与や公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、事業収入・経費のわかる帳簿、個人年金の支払証明書など

### ■控除を受けるための書類

社会保険料控除 ⇒ 健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険の領収書や支払の証明書など

生命保険料・地震保険料控除 ⇒ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

障害者控除 ⇒ 障害者手帳の写し、障害者控除対象者認定書（※1）又は成年後見登記に係る「登記事項証明書」（※2）

※1 障害者控除対象者認定書は、令和7年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護1から要介護5に認定されている方が対象です。申請先：川越市役所 本庁舎3階 高齢者いきがい課

※2 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある（成年被後見人）等である場合

医療費控除 ⇒ 医療費控除の明細書又は医療費通知

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制による医療費控除）

⇒ セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書

寄附金控除 ⇒ 寄附金の受領書（ワンストップ特例申請分も含む）

### ■申告者本人の番号確認書類と身元確認書類の写し

番号確認書類 ⇒ マイナンバーカード（裏面）、個人番号が記載された住民票など

身元確認書類 ⇒ マイナンバーカード（表面）、運転免許証など

川越市役所 市民税課 市民税第一担当

電話 049（224）5640（直通）



## 計算方法一覧

各種所得金額・控除額については、ご提出いただいた資料をもとに職員が計算します。

### 給与所得金額の計算方法

( ) 内は、1,000円未満端数切捨て

給与収入金額	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,900,000円	収入金額-650,000円
1,900,001円～3,599,999円	(収入金額÷4)×2.8-8,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入金額÷4)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

### 公的年金等に係る雑所得金額の計算方法

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得金額
65歳以上 昭和36年 1月1日 以前生まれ	3,299,999円まで	(A)-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	(A)-1,955,000円
65歳未満 昭和36年 1月2日 以後生まれ	1,299,999円まで	(A)-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	(A)-1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超える場合については、川越市のホームページをご覧ください。

### 所得金額調整控除の計算方法

以下の条件に該当する給与所得者である場合に、一定の金額を、その者の給与所得の金額から控除します。

適用要件	①給与収入金額が850万円を超える場合	②給与所得と年金所得の両方の所得がある場合
	・あなたが特別障害者に該当する者 ・年齢23歳未満(平成15年1月2日以後生)の扶養親族を有する者 ・同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である者	給与所得金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が10万円を超える者
所得金額調整控除額	{給与収入(※1)-850万円}×0.1 ※1 1,000万円超の場合は1,000万円	(給与所得金額(※2)+公的年金等に係る雑所得金額(※2))-10万円 ※2 10万円超の場合は10万円

①と②の両方に該当する場合は、①を適用した後の給与所得の金額から②を控除します。

### 生命保険料控除の計算方法

旧契約(平成23年12月31日以前の契約) 一般・個人年金に適用		新契約(平成24年1月1日以後の契約) 一般・個人年金・介護医療に適用	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
~15,000円	支払額全額	~12,000円	支払額全額
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円

※控除の限度額は70,000円です。旧契約と新契約の保険料の控除額を合算して申告する場合、一般の生命保険と個人年金の控除額は、それぞれ28,000円が上限です。

### 地震保険料控除の計算方法

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
~50,000円	支払額×1/2	~5,000円	支払額全額
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円

※地震保険料と旧長期損害保険料の控除額を合算して申告する場合、控除の限度額は25,000円です。

### 配偶者控除額・配偶者特別控除額一覧

単位：万円	配偶者の給与収入金額(合計所得金額)											
	配偶者控除		配偶者特別控除									
老人：老人控除対象配偶者 (昭31.1.1以前生まれ)	<b>~123(～58)</b>											
支払額	33	38	老人	~165 (～100)	~170 (～105)	~175 (～110)	~180 (～115)	~185 (～120)	~190.3 (～125)	~197.1 (～130)	~201.5 (～133)	201.5超 (133超)
合計所得金額	~1,095 (～900)	33	38	33	31	26	21	16	11	6	3	-
支払額	~1,145 (～950)	22	26	22	21	18	14	11	8	4	2	-
支払額	~1,195 (～1,000)	11	13	11	11	9	7	6	4	2	1	-
支払額	1,195超 (1,000超)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

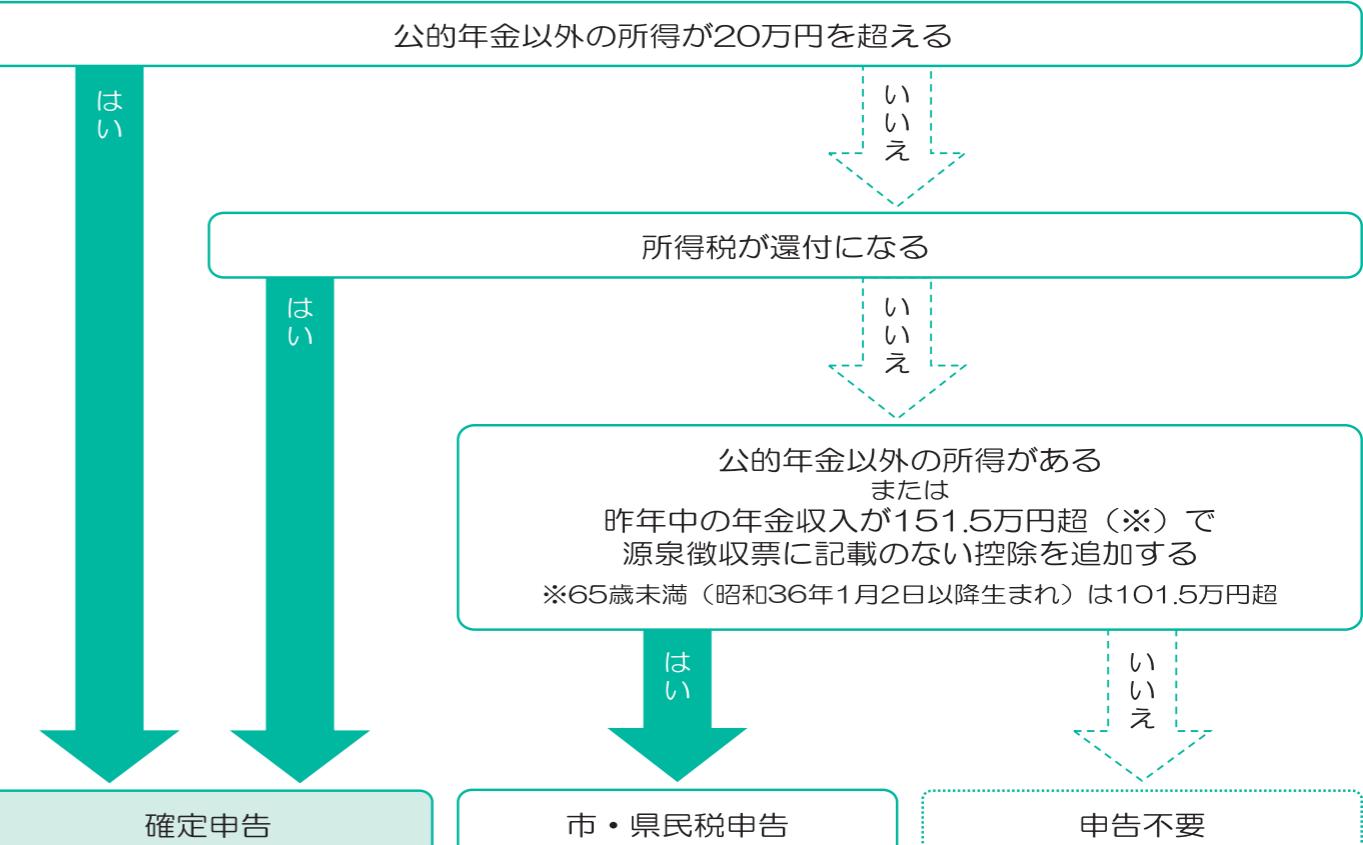
控除対象配偶者：配偶者控除の対象者  
同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が58万円以下である方

### 特定扶養控除・特定親族特別控除一覧

単位：万円	特定扶養	特定扶養親族特別控除							
特定親族の給与収入 (合計所得金額)	~123 (～58)	~160 (～95)	~165 (～100)	~170 (～105)	~175 (～110)	~180 (～115)	~185 (～120)	~188 (～123)	
控除額	45	45	41	31	21	11	6	3	

## 公的年金等の収入が400万円以下の方へ

### 確定申告／市・県民税申告 フローチャート



※損失の繰り越しを希望する方は、確定申告が必要です。

### 確定申告についてのお問い合わせは 税務署へ

#### 川越税務署

住所 川越市並木452-2  
電話 049(235)9411 (申告案内窓口)

### 非課税判定について

市・県民税は均等割と所得割からなり、森林環境税が併せて徴収されます。また以下のようないくつかの非課税基準が設けられています。

<市・県民税及び森林環境税 非課税限度額早見表>

#### 均等割・所得割、森林環境税のいずれも課税されない方

市・県民税、森林環境税はいずれも非課税です。

- ① 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ② 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、合計所得金額が135万円以下の方。

③ 合計所得金額が次の金額以下の方。  
扶養親族なしの場合 415,000円  
扶養親族ありの場合 315,000円 × (扶養人数+1) + 289,000円

※②③について、早見表を参考してください。

#### 所得割が課税されない方

均等割(一律4,000円)と森林環境税(一律1,000円)が課税されます。

総所得金額等が次の金額以下の方。

扶養親族なしの場合 450,000円  
扶養親族ありの場合 350,000円 × (扶養人数+1) + 420,000円

②障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方

合計所得金額
--------

# 所得・控除について

## 所得

### ■ 営業等所得

卸売業、小売業、飲食店業、サービス業、外交員、大工などから生ずる所得です。

### ■ 農業所得

農産物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得です。

### ■ 不動産所得

地代、家賃、土地や家屋の権利金などから生ずる所得です。

### ■ 利子所得

公社債の利子などによる所得です。（源泉分離課税されるものを除く）

### ■ 配当所得

株式の配当、出資の配当、剩余金の分配などによる所得です。

### ■ 給与所得

給与、賞金、賞与、アルバイト、パート収入などによる所得です。

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除適用後の金額が入ります。所得金額調整控除の計算方法については、6ページをご覧ください。

### ■ 雜所得

【公的年金等】国民年金、厚生年金、共済年金、普通恩給などによる所得です。**※遺族年金、障害年金は課税計算の対象外です。**

【業務】シルバー人材センターからの配分金、原稿料、印税、講演料などの営利を目的とした継続的な副業による所得です。

【その他】個人年金、ビットコイン等の暗号資産を使用することにより生じる損益などによる所得です。

※所得の計算上損失が生じた場合、雑所得内での損益通算はできますが、その損失の金額を、他の各種所得の金額から控除することはできません。

### ■ 総合譲渡・一時所得

【総合課税の譲渡所得】ゴルフ会員権、金地金、貴金属、船舶、機械などの資産の譲渡から生ずる所得です。

譲渡資産の取得から譲渡までの保有期間ににより、短期（5年以内）と長期（5年超）に分けられます。

【一時所得】生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金、競馬の払戻金など一時的な所得です。

## 控除

### ■ 寄附金控除

**※寄附金の受領書等が必要です。**

前年中にふるさと寄附金などを支出した場合、寄附額に応じて一定の金額が控除されます。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

### ■ 雜損控除

**※被災（り災）証明や災害関連支出の領収書等が必要です。**

前年中に災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合に一定の金額が控除されます。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

### ■ 医療費控除またはセルフメディケーション税制による医療費控除（スイッチOTC薬控除）

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費や通院費、医薬品購入費等が一定の額以上ある場合に、次式で算出した金額が控除されます。

- ・医療費控除：（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（「10万円」又は「総所得金額等の5%」のいずれか少ない金額）  
**※7ページの医療費控除の明細書が必要です。**
- ・セルフメディケーション税制による医療費控除：（スイッチOTC医薬品等購入費－保険金などで補てんされる金額）－1万2千円  
**※セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける場合は市民税課までお問い合わせください。**

病院等の医療機関で発行される領収書や医薬品購入費の領収書、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類の提出は不要です。ご自宅で5年間保管してください。

### ■ 社会保険料控除

**※領収書や支払の証明書が必要です。**

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を、前年中にあなたが支払った場合に控除されます。控除額は支払金額の全額ですが、配偶者や親族が受け取る年金から差引きされた介護保険料等は除きます。

### ■ 小規模企業共済等掛金控除

**※支払の証明書が必要です。**

次の掛金を前年中にあなたが支払った場合に、支払金額全額が控除されます。

- ・小規模企業共済法に規定された共済契約掛金
- ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
- ・条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

### ■ 生命保険料控除

**※控除証明書が必要です。**

あなたや、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を、前年中にあなたが支払った場合に控除されます。控除額の計算方法は6ページをご覧ください。

### ■ 地震保険料控除

**※控除証明書が必要です。**

あなたや、配偶者その他の親族の有する家屋や家財等について、地震保険契約等の保険料を、前年中にあなたが支払った場合に控除されます。

控除額の計算方法は6ページをご覧ください。

### ■ 寡婦控除

あなたが、前年12月31日の現況で、下記の「ひとり親控除」に該当せず、次の三つの要件のすべてに当てはまる場合に控除されます。控除額は26万円です。

- (1) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。
- (2) 以下のいずれかに該当すること。
  - ・夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者。
  - ・夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族を有する者。
- (3) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること。

### ■ ひとり親控除

あなたが、前年12月31日の現況で、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者で、次の三つの要件のすべてに当てはまる場合に控除されます。控除額は30万円です。

- (1) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。
- (2) 生計を一にする子がいること。  
※この場合の子は、前年の総所得金額等が58万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限られます。
- (3) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること。

### ■ 勤労学生控除

**※学生証等が必要です。**あなたが学生・生徒であり、合計所得金額が85万円以下で、勤労によらない所得（不動産・配当等）が10万円以下である場合に控除されます。控除額は26万円です。

### ■ 障害者控除

**※介護保険の要介護認定を受けられている方は、障害者控除対象者認定書が必要です。**あなたやあなたの扶養親族が、前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況で、障害者の場合に控除されます。控除額は次のとおりです。

- ・特別障害者（身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA・Ⓐ、精神障害者保健福祉手帳の1級、成年被後見人）の場合 ⇒ 30万円
- ・特別障害者のうち、同居している方を扶養している場合 ⇒ 53万円
- ・その他の障害者（身体障害者手帳の3～6級、療育手帳のB・C、精神障害者保健福祉手帳の2級・3級）の場合 ⇒ 26万円

### ■ 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合に控除されます。控除額の計算方法は6ページをご覧ください。

※あなたが所得制限を超えて配偶者控除が適用できない場合でも、配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入123万円）以下であれば、あなたの市・県民税、森林環境税非課税限度額の算定や障害者控除の適用については同様に受けられます。

### ■ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合に控除されます。控除額の計算方法は6ページをご覧ください。

### ■ 扶養控除

前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況で、あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が58万円以下である場合に控除されます。扶養親族の生年月日等により控除額が異なります。

一般扶養（昭和31年1月2日～平成15年1月1日、平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ）⇒ 33万円

特定扶養（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）⇒ 45万円

老人扶養（昭和31年1月1日以前生まれ）⇒ 38万円 ※同居老親（直系尊属（配偶者のものも含む）のみ）の場合 ⇒ 45万円

年少扶養（平成22年1月2日以後生まれ）⇒ 控除なし

※年少扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが、非課税判定や各種手当に影響があります。

国外居住親族に係る扶養控除等を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類が必要になります。

当該書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です。なお、送金関係書類は扶養親族それぞれに送金したことを証明する書類が必要です（前年中送金のもの）。

※令和6年度より、要件が厳格化されました。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

### ■ 特定親族特別控除

前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況で、あなたと生計を一にする特定親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の合計所得金額が58万円を超える場合に控除されます。控除額の計算方法は6ページをご覧ください。

### ■ 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

2,400万円以下 ⇒ 43万円

2,400万円超2,450万円以下 ⇒ 29万円

2,450万円超2,500万円以下 ⇒ 15万円

2,500万円超 ⇒ 0円